

安全確保について (平成28年度)

海南市立東海南中学校

1 来校者への対応

- (1) 受付にて、氏名、用件を伺う。
- (2) 受付を通らない人に対しては、
「どちら様ですか」「ご用件は何ですか」と、丁寧に尋ねる。(氏名、用件を伺う)
- (3) 生徒への用件の場合は、教職員が付き添う。

2 緊急時の対応

- (1) 基本的な考え方
 - ① 生徒を守ることを主眼とする。(けがをさせない。けが人等を少なくする)
 - ② 教職員自身の安全を期する。
 - ③ 侵入者を取り押さえるなどの行為はその次のことである。
 - ④ 不審者には、複数で対応する。
- (2) 校内に不審者がいた場合
 - ① 校舎内にいる不審者を発見した時は、近くの生徒に指示し、職員室に連絡に行かせる。生徒が不審者を発見した場合は、すぐに近くの教職員に連絡する。その教職員は生徒に指示し、職員室に連絡に行かせるとともに、自身は現場に直行する。
 - ② 不審者が室内で暴れている時は、避難経路を通過してすぐに運動場に避難する。誘導は授業担任が行う。また、可能であれば、生徒に指示し、職員室に連絡に行かせる。
 - ③ 場合により、火災報知器を鳴らす。
 - ④ 職員室には連絡担当者が1名残り、他の者は現場に直行する。
 - ⑤ 不審者が刃向ってきて、身の危険を感じた場合は、消火器を噴射したり、刺す又を使用したり、また、イス、机、モップ等を投げつけたりして、不審者が怯んだ隙を見て逃げるようにする。
 - ⑥ 校内放送(全校放送)を入れる。(全校、学校近隣に状況を知らせる)
 - ⑦ 警察に通報する。
海南警察署 (482-0110)
海南市青少年センター (492-0162)
- (3) マスコミへの対応
窓口を一本化し、管理職が対応する。